



# 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 27 日 (木曜日) 号外 第 20 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 規 則

- 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則…………… (港湾課) 1
- 都市公園条例施行規則の一部を改正する規則… (都市計画課) 8
- 宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則

頁

等の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 8

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 12

### 告 示

○宮崎県船舶廃油処理規程を廃止する告示…………… (漁業管理課) 13

### 企業局企業管理規程

○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程……………14

## 規 則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第18号

#### 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則 (昭和38年宮崎県規則第31号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1 (第10条関係)					別表第 1 (第10条関係)				
品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶		品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶	
	岸壁使用料	物揚場使用料	岸壁使用料	物揚場使用料		岸壁使用料	物揚場使用料	岸壁使用料	物揚場使用料
麦、米、とうもろこし、豆類その他雑穀、野菜、果物、綿花その他農産品、羊毛その他畜産品及び水産品	1トン当たり 11円32銭	1トン当たり 10円18銭	1トン当たり 12円45銭	1トン当たり 11円20銭	麦、米、とうもろこし、豆類その他雑穀、野菜、果物、綿花その他農産品、羊毛その他畜産品及び水産品	1トン当たり 11円70銭	1トン当たり 10円53銭	1トン当たり 12円87銭	1トン当たり 11円58銭
原木、製材、樹脂類、木材チップその他林産品及び薪炭	1トン当たり 11円32銭	1トン当たり 10円18銭	1トン当たり 12円45銭	1トン当たり 11円20銭	原木、製材、樹脂類、木材チップその他林産品及び薪炭	1トン当たり 11円70銭	1トン当たり 10円53銭	1トン当たり 12円87銭	1トン当たり 11円58銭
石炭、鉄鉱石、金属鉱石(栗玉石を除く。)、原油、りん鉱石、石灰石、原塩及び非金属鉱物	1トン当たり 11円32銭	1トン当たり 9円5銭	1トン当たり 12円45銭	1トン当たり 9円96銭	石炭、鉄鉱石、金属鉱石(栗玉石を除く。)、原油、りん鉱石、石灰石、原塩及び非金属鉱物	1トン当たり 11円70銭	1トン当たり 9円36銭	1トン当たり 12円87銭	1トン当たり 10円30銭
砂、砂利及び栗玉石	1トン当たり 5円65銭	1トン当たり 3円40銭	1トン当たり 6円22銭	1トン当たり 3円74銭	砂、砂利及び栗玉石	1トン当たり 5円84銭	1トン当たり 3円52銭	1トン当たり 6円42銭	1トン当たり 3円87銭
測量、光学及び医療用機械、電気機械、事務用機器その他機械、鉄鋼、鋼材、非鉄金属並びに金属	1トン当たり 22円61銭	1トン当たり 16円96銭	1トン当たり 24円87銭	1トン当たり 18円66銭	測量、光学及び医療用機械、電気機械、事務用機器その他機械、鉄鋼、鋼材、非鉄金属並びに金属	1トン当たり 22円38銭	1トン当たり 17円54銭	1トン当たり 25円72銭	1トン当たり 19円29銭

製品				
鉄道車両、完成自動車その他輸送用車両、二輪自動車、自動車部品その他輸送機械及び産業機械	1トン 当たり 56円57 銭	1トン 当たり 33円94 銭	1トン 当たり 62円23 銭	1トン 当たり 37円33 銭
フェリー貨物	1トン 当たり 56円57 銭	[略]	1トン 当たり 62円23 銭	[略]
重油、石油製品、液化天然ガス、液化石油ガスその他石油製品、染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品、陶磁器、セメント、ガラス類、窯業品、コークス、石炭製品、化学薬品及び化学肥料	1トン 当たり 22円61 銭	1トン 当たり 16円96 銭	1トン 当たり 24円87 銭	1トン 当たり 18円66 銭
紙、パルプ、糸、紡績半製品その他繊維工業品及び砂糖、製造食品、飲料、水、たばこその他食料工業品	1トン 当たり 16円96 銭	1トン 当たり 13円57 銭	1トン 当たり 18円66 銭	1トン 当たり 14円93 銭
がん具、衣服、身廻品、はきもの、文房具、運動娯楽用品、楽器、家具装備品その他日用品及びゴム製品、木製品その他製造工業品	1トン 当たり 56円57 銭	1トン 当たり 45円25 銭	1トン 当たり 62円23 銭	1トン 当たり 49円78 銭
金属くず、再利用資材、動植物性製造飼肥料、廃棄物、廃土砂、輸送用容器、取合せ品その他品目	1トン 当たり 5円65 銭	1トン 当たり 3円40 銭	1トン 当たり 6円22 銭	1トン 当たり 3円74 銭

[略]

別表第1の2 (第10条関係)

施設名	単 位	金 額	備 考
プレジャーボート 係留用施設A	[略]	6,000円	[略]
プレジャーボート 係留用施設B		5,400円	
プレジャーボート 係留用施設C		4,800円	
プレジャーボート 係留用施設D		4,200円	
プレジャーボート 係留用施設E		3,600円	
プレジャーボート 係留用施設F		3,000円	
プレジャーボート 係留用施設G		2,400円	

[略]

別表第2 (第10条関係)

単 位	金 額	
回	外航船舶	外航船舶以外の船舶

製品				
鉄道車両、完成自動車その他輸送用車両、二輪自動車、自動車部品その他輸送機械及び産業機械	1トン 当たり 58円49 銭	1トン 当たり 35円9 銭	1トン 当たり 64円34 銭	1トン 当たり 38円60 銭
フェリー貨物	1トン 当たり 58円49 銭	[略]	1トン 当たり 64円34 銭	[略]
重油、石油製品、液化天然ガス、液化石油ガスその他石油製品、染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品、陶磁器、セメント、ガラス類、窯業品、コークス、石炭製品、化学薬品及び化学肥料	1トン 当たり 23円38 銭	1トン 当たり 17円54 銭	1トン 当たり 25円72 銭	1トン 当たり 19円29 銭
紙、パルプ、糸、紡績半製品その他繊維工業品及び砂糖、製造食品、飲料、水、たばこその他食料工業品	1トン 当たり 17円54 銭	1トン 当たり 14円3 銭	1トン 当たり 19円29 銭	1トン 当たり 15円43 銭
がん具、衣服、身廻品、はきもの、文房具、運動娯楽用品、楽器、家具装備品その他日用品及びゴム製品、木製品その他製造工業品	1トン 当たり 58円49 銭	1トン 当たり 46円79 銭	1トン 当たり 64円34 銭	1トン 当たり 51円47 銭
金属くず、再利用資材、動植物性製造飼肥料、廃棄物、廃土砂、輸送用容器、取合せ品その他品目	1トン 当たり 5円84 銭	1トン 当たり 3円52 銭	1トン 当たり 6円42 銭	1トン 当たり 3円87 銭

[略]

別表第1の2 (第10条関係)

施設名	単 位	金 額	備 考
プレジャーボート 係留用施設A	[略]	6,200円	[略]
プレジャーボート 係留用施設B		5,600円	
プレジャーボート 係留用施設C		5,000円	
プレジャーボート 係留用施設D		4,400円	
プレジャーボート 係留用施設E		3,800円	
プレジャーボート 係留用施設F		3,200円	
プレジャーボート 係留用施設G		2,600円	

[略]

別表第2 (第10条関係)

単 位	金 額	
回	外航船舶	外航船舶以外の船舶

航 1 回 に つ き	次の式により算出した額 〔 1 リットル当 たりの重油の時価 × 441 + 1 リットル当 たりのオイルの時価 × 2.25 + 9,160円 〕 × 回航に要した時間 + 16,390円	次の式により算出した額 〔 { 1 リットル当 たりの重油の時価 × 441 + 1 リットル当 たりのオイルの時価 × 2.25 + 9,160円 } × 回航に要した時間 + 16,390円 〕 × 1.1
----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第3 (第10条関係)

級地区分		1 級地	2 級地
公共貯鋳場	1 平方メートル 1 日につき	5 円47 銭	4 円37 銭

〔略〕

別表第4 (第10条関係)

級地区分			1 級地	2 級地	3 級地	4 級地
荷さばき 地、野積 場及び駐 車場	1 平方メ ートル1 月につき	仮設工作物 を設置する 場合 その他の場 合	69 円 70 銭	59 円 11 銭	43 円 57 銭	23 円 64 銭
			59 円 11 銭	47 円 29 銭	31 円 74 銭	11 円 83 銭

〔略〕

別表第5 (第10条関係)

級地区分			1 級地	2 級地	3 級地	4 級地
その他 の工作 物を設 置する 用地	1 平方 メートル 1 月 につき	使用期間が 1 月 以上の場合	63 円 36 銭	53 円 74 銭	39 円 61 銭	21 円 49 銭
		使用期間が 1 月 未満の場合	69 円 70 銭	59 円 11 銭	43 円 57 銭	23 円 64 銭
その他 の用地	1 平方 メートル 1 月 につき	使用期間が 1 月 以上の場合	53 円 74 銭	42 円 99 銭	28 円 85 銭	10 円 75 銭
		使用期間が 1 月 未満の場合	59 円 11 銭	47 円 29 銭	31 円 74 銭	11 円 83 銭

〔略〕

様式第2号の2 (第8条関係)

〔略〕

申請人 住 所  
氏 名  
性 別  
生年月日  
電話番号

〔略〕

〔略〕	
船舶所有者の住所等	住所 (所在地) 氏名 性別 生年月日 電話番号 〔略〕

〔略〕

様式第2号の4 (第8条関係)

〔略〕

申請人 住 所

航 1 回 に つ き	次の式により算出した額 〔 1 リットル当 たりの重油の時価 × 441 + 1 リットル当 たりのオイルの時価 × 2.25 + 9,470円 〕 × 回航に要した時間 + 16,945円	左欄に定める額に 100分の 110を乗じて得た額
----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

別表第3 (第10条関係)

級地区分		1 級地	2 級地
公共貯鋳場	1 平方メートル 1 日につき	5 円66 銭	4 円52 銭

〔略〕

別表第4 (第10条関係)

級地区分			1 級地	2 級地	3 級地	4 級地
荷さばき 地、野積 場及び駐 車場	1 平方メ ートル1 月につき	仮設工作物 を設置する 場合 その他の場 合	72 円 6 銭	61 円 13 銭	45 円 6 銭	24 円 44 銭
			61 円 13 銭	48 円 90 銭	32 円 81 銭	12 円 23 銭

〔略〕

別表第5 (第10条関係)

級地区分			1 級地	2 級地	3 級地	4 級地
その他 の工作 物を設 置する 用地	1 平方 メートル 1 月 につき	使用期間が 1 月 以上の場合	65 円 51 銭	55 円 57 銭	40 円 96 銭	22 円 22 銭
		使用期間が 1 月 未満の場合	72 円 6 銭	61 円 13 銭	45 円 6 銭	24 円 44 銭
その他 の用地	1 平方 メートル 1 月 につき	使用期間が 1 月 以上の場合	55 円 57 銭	44 円 45 銭	29 円 83 銭	11 円 12 銭
		使用期間が 1 月 未満の場合	61 円 13 銭	48 円 90 銭	32 円 81 銭	12 円 23 銭

〔略〕

様式第2号の2 (第8条関係)

〔略〕

申請人 住 所  
氏 名  
性 別  
生年月日  
電話番号

〔略〕

〔略〕	
船舶所有者の住所等	住所 (所在地) 氏名 性別 生年月日 電話番号 〔略〕

〔略〕

様式第2号の4 (第8条関係)

〔略〕

申請人 住 所

氏 名  
性 別  
生年月日  
電話番号

氏 名  
生年月日  
電話番号

[略]

[略]

[略]

[略]

(注) (1)・(2) [略]

(注) (1)・(2) [略]

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名(ふりがな)、性別、生年月日、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名(ふりがな)、生年月日、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

(4) [略]

(4) [略]

[略]

[略]

様式第2号の5 (第8条関係)

様式第2号の5 (第8条関係)

[略]

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
性 別  
生年月日  
電話番号

申請人 住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

[略]

[略]

[略]

[略]

(注) (1)・(2) [略]

(注) (1)・(2) [略]

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名(ふりがな)、性別、生年月日、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名(ふりがな)、生年月日、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

[略]

[略]

様式第3号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

[略]

[略]

申請者 住 所  
氏 名  
性 別  
生年月日  
電話番号

申請者 住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

[略]

[略]

様式第7号 (第8条関係)

様式第7号 (第8条関係)

[略]

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
性 別  
生年月日  
電話番号

申請人 住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

[略]

[略]

様式第7号の2 (第8条関係)

様式第7号の2 (第8条関係)

[略]

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
性 別  
生年月日  
電話番号

申請人 住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

[略]

[略]

様式第8号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

[略]

[略]

申請人 住 所  
氏 名

申請人 住 所  
氏 名

性 別

生 年 月 日

電 話 番 号

[略]

[略]

(注) (1)・(2) [略]

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名(ふりがな)、性別、生年月日、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

(4) [略]

[略]

様式第8号の2(第8条関係)

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
性 別  
生 年 月 日  
電 話 番 号

[略]

[略]

(注) (1)・(2) [略]

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名(ふりがな)、性別、生年月日、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

[略]

様式第9号(第8条関係)

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
性 別  
生 年 月 日  
電 話 番 号

[略]

[略]

(注) (1)・(2) [略]

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名(ふりがな)、性別、生年月日、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

[略]

様式第11号(第8条関係)

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
性 別  
生 年 月 日  
電 話 番 号

[略]

様式第13号(第8条関係)

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
性 別  
生 年 月 日  
電 話 番 号

生 年 月 日

電 話 番 号

[略]

[略]

(注) (1)・(2) [略]

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名(ふりがな)、生年月日、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

(4) [略]

[略]

様式第8号の2(第8条関係)

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
生 年 月 日  
電 話 番 号

[略]

[略]

(注) (1)・(2) [略]

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名(ふりがな)、生年月日、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

[略]

様式第9号(第8条関係)

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
生 年 月 日  
電 話 番 号

[略]

[略]

(注) (1)・(2) [略]

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名(ふりがな)、生年月日、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

[略]

様式第11号(第8条関係)

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
生 年 月 日  
電 話 番 号

[略]

様式第13号(第8条関係)

[略]

申請人 住 所  
氏 名  
生 年 月 日  
電 話 番 号

<p>[略]</p> <p>様式第14号 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>申請人 住 所 氏 名 性 別 生年月日 電話番号</p> <p>[略]</p> <p>様式第16号 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>申請人 住 所 氏 名 性 別 生年月日 電話番号</p> <p>[略]</p> <p>様式第18号 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>届出人 住 所 氏 名 性 別 生年月日 電話番号</p> <p>[略]</p> <p>様式第20号 (第9条関係)</p> <p>[略]</p> <p>届出人 住 所 氏 名 性 別 生年月日 電話番号 (相続人又は承継法人の代表者)</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式第14号 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>申請人 住 所 氏 名 生年月日 電話番号</p> <p>[略]</p> <p>様式第16号 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>申請人 住 所 氏 名 生年月日 電話番号</p> <p>[略]</p> <p>様式第18号 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>届出人 住 所 氏 名 生年月日 電話番号</p> <p>[略]</p> <p>様式第20号 (第9条関係)</p> <p>[略]</p> <p>届出人 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 (相続人又は承継法人の代表者)</p> <p>[略]</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記様式第21号を次のように改める。

様式第21号 (第9条関係)

出 帰 港 届

年 月 日

殿

届出人 住 所  
ふりがな  
氏 名  
生年月日  
電話番号 (自宅)  
(携帯)

船 種		船 名	
出 港 日 時	年 月 日	午前 時 分 午後	
帰 港 日 時 ( 予 定 )	年 月 日	午前 時 分 午後	
航行計画 (航行先等)			
同乗者氏名 (ふりがな)	生年月日	連絡先 (住所、自宅電話番号、携帯電話番号)	
		住所	自宅電話 携帯電話
		住所	自宅電話 携帯電話
		住所	自宅電話 携帯電話
		住所	自宅電話 携帯電話
		住所	自宅電話 携帯電話

(注) (1) 専用使用の場合は、届出人の住所、生年月日及び電話番号 (自宅) を省略することができる。

(2) 専用使用であって、共同使用者が同乗する場合は、同乗者の生年月日及び連絡先 (住所及び自宅電話番号) を省略することができる。

(3) 専用使用の場合は、FAXで届け出ることができる。

(4) 届出人は、帰港したときは、速やかに管理者に報告すること。

帰港報告 (管理者記入)

帰港報告者 (受付者)	
帰 港 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年5月1日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第19号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(広告物を掲出できる公園施設)</p> <p>第5条 条例第3条第1項第4号の規則で定める公園施設は、宮崎県総合運動公園に設けられる公園施設のうち次に掲げる公園施設とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 水泳場</u></p> <p><u>(10)～(16) [略]</u></p> <p>(広告物掲出の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条各号に掲げる公園施設において広告物を掲出することができる場所は、次の表の左欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所に限るものとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあっては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園施設</th> <th style="text-align: center;">広告物を掲出することができる場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 陸上競技場、水泳場、硬式野球場及び第二硬式野球場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公園施設	広告物を掲出することができる場所	[略]		2 陸上競技場、水泳場、硬式野球場及び第二硬式野球場	[略]	[略]		<p>(広告物を掲出できる公園施設)</p> <p>第5条 条例第3条第1項第4号の規則で定める公園施設は、宮崎県総合運動公園に設けられる公園施設のうち次に掲げる公園施設とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9)～(15) [略]</u></p> <p>(広告物掲出の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条各号に掲げる公園施設において広告物を掲出することができる場所は、次の表の左欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所に限るものとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあっては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園施設</th> <th style="text-align: center;">広告物を掲出することができる場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 陸上競技場、硬式野球場及び第二硬式野球場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公園施設	広告物を掲出することができる場所	[略]		2 陸上競技場、硬式野球場及び第二硬式野球場	[略]	[略]	
公園施設	広告物を掲出することができる場所																
[略]																	
2 陸上競技場、水泳場、硬式野球場及び第二硬式野球場	[略]																
[略]																	
公園施設	広告物を掲出することができる場所																
[略]																	
2 陸上競技場、硬式野球場及び第二硬式野球場	[略]																
[略]																	
3 [略]	3 [略]																

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第20号

宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則（平成24年宮崎県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(住宅の基準)</p> <p>第2条 条例第12条第2項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第35条第1項第1号</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし</p>	<p>(住宅の基準)</p> <p>第2条 条例第12条第2項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第30条第1項第1号</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし</p>



、住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級4の基準）を満たす措置とする。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（住宅の敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行うこととする。

2～4 [略]

、住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級4の基準）を満たす措置とする。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（住宅の敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行うこととする。

2～4 [略]

（宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則の一部改正）

第2条 宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則（平成24年宮崎県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。</p> <p>（2）～（4） [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。</p> <p>（2）～（4） [略]</p>

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正）

第3条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年宮崎県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3）技術的審査 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準又は建築物が法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準（次号において「基準」という。）に適合するかどうかを確認するために、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が行う審査をいう。</p> <p>（4） [略]</p> <p>（知事が定める図書）</p> <p>第3条 省令第12条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）建築物エネルギー消費性能基準の適用に当たって使用した計算書の根拠を示す資料</p> <p>（2）その他知事が必要と認める図書</p> <p>2 省令第12条第4項の知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）前項第2号に掲げる図書として技術的審査適合証を提出する場合にあっては、省令第13条の2第3項の表に掲げる図書以外の図書</p> <p>（2）その他知事が不要と認める図書</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3）技術的審査 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準（次号において「基準」という。）に適合するかどうかを確認するために、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が行う審査をいう。</p> <p>（4） [略]</p> <p>（知事が定める図書）</p> <p>第3条 省令第20条第1項及び第23条第2項第1号の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）技術的審査を受けた場合にあっては、技術的審査適合証</p> <p>（2）その他知事が必要と認める図書</p>

<p>3 省令第23条第1項及び第24条の3第2項第1号の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 技術的審査を受けた場合にあつては、技術的審査適合証</p> <p>(2) その他知事が必要と認める図書</p> <p>4 省令第30条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 技術的審査を受けた場合にあつては、技術的審査適合証</p> <p>(2) 法第12条第1項若しくは第2項又は法第13条第2項若しくは第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合にあつては、適合判定通知書の写し及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の検査済証の写し</p> <p>(3) 法第35条第1項の認定を受けた場合にあつては、省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の検査済証の写し</p> <p>(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の認定を受けた場合にあつては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の検査済証の写し</p> <p>(5) その他知事が必要と認める図書 (認定しない旨の通知)</p> <p>第4条 知事は、法第35条第1項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)又は法第41条第2項の認定をしないときは、その旨を、認定しない旨の通知書(別記様式第1号)により当該認定を申請した者に通知するものとする。</p> <p>(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更)</p> <p>第4条の2 建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の検査済証の交付を受けようとする建築主は、省令第3条(省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更説明書(別記様式第1号の2)に変更部分を記載した図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、当該変更に関して省令第11条の軽微な変更<sup>に該当していることを証する書面の交付を受けたときは、この限りでない。</sup></p> <p>2 建築主は、省令第11条の知事による軽微な変更<sup>に該当していることを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更該当証明書交付申請書(別記様式第1号の3)に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</sup></p> <p>(1) 省令第1条第1項の表に規定する図書</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 省令第11条の規定による証明は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更該当証明書(別記様式第1号の4)により行うものとする。</p> <p>(認定に係る軽微な変更)</p> <p>第5条 認定建築主は、省令第26条の軽微な変更をしようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届出書(別記様式第2号)に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、当該変更に関して省令第29条の軽微な変更<sup>に該当していることを証する書面の交付を受けた後又は第7条の規定による報告をした後においては、この限りでない。</sup></p> <p>2 認定建築主は、省令第29条の軽微な変更<sup>に該当していることを</sup></p>	<p>(認定しない旨の通知)</p> <p>第4条 知事は、法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないときは、その旨を、認定しない旨の通知書(別記様式第1号)により当該認定を申請した者に通知するものとする。</p> <p>(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更)</p> <p>第4条の2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第18条第22項の検査済証の交付を受けようとする建築主は、省令第5条(省令第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更説明書(別記様式第1号の2)に変更部分を記載した図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、当該変更に関して省令第13条の軽微な変更<sup>に該当していることを証する書面の交付を受けたときは、この限りでない。</sup></p> <p>2 建築主は、省令第13条の知事による軽微な変更<sup>に該当していることを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更該当証明書交付申請書(別記様式第1号の3)に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</sup></p> <p>(1) 省令第3条第1項の表に規定する図書</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 省令第13条の規定による証明は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更該当証明書(別記様式第1号の4)により行うものとする。</p> <p>(認定に係る軽微な変更)</p> <p>第5条 認定建築主は、省令第25条の軽微な変更をしようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届出書(別記様式第2号)に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、当該変更に関して省令第28条の軽微な変更<sup>に該当していることを証する書面の交付を受けた後又は第7条の規定による報告をした後においては、この限りでない。</sup></p> <p>2 認定建築主は、省令第28条の軽微な変更<sup>に該当していることを</sup></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

証する書面の交付を受けようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書交付申請書（別記様式第2号の2）を知事に提出しなければならない。

3 省令第29条の規定による証明は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書（別記様式第2号の3）により行うものとする。

（状況の報告）

第6条 建築主等は、法第17条第1項又は法第21条第1項の規定により報告を求められたときは、建築物エネルギー消費性能基準適合状況報告書（別記様式第2号の4）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

2 認定建築主又は法第41条第2項の認定を受けた者は、法第37条又は法第43条第1項の規定により報告を求められたときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（認定エネルギー消費性能基準適合建築物）状況報告書（別記様式第3号）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

（是正に関する命令書）

第7条の2 法第14条第1項の規定による命令は、是正に関する命令書（別記様式第4号の2）により行うものとする。

（措置に関する命令書）

第7条の3 法第16条第2項及び法第19条第3項の規定による命令は、措置に関する命令書（別記様式第4号の3）により行うものとする。

（改善に関する命令書）

第8条 法第38条の規定による命令は、改善に関する命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

（認定取消通知書）

第10条 法第39条又は法第42条の規定による取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能基準適合）認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ）

第10条の2 法第12条第3項の通知書の交付を受ける前に建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届（別記様式第7号の2）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 法第35条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

証する書面の交付を受けようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書交付申請書（別記様式第2号の2）を知事に提出しなければならない。

3 省令第28条の規定による証明は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書（別記様式第2号の3）により行うものとする。

（状況の報告）

第6条 建築主等は、法第15条第1項の規定により報告を求められたときは、建築物エネルギー消費性能基準適合状況報告書（別記様式第2号の4）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

2 認定建築主は、法第32条の規定により報告を求められたときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画状況報告書（別記様式第3号）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

（是正に関する命令書）

第7条の2 法第13条第1項の規定による命令は、是正に関する命令書（別記様式第4号の2）により行うものとする。

（改善に関する命令書）

第8条 法第33条の規定による命令は、改善に関する命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

（認定取消通知書）

第10条 法第34条の規定による取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ）

第10条の2 法第11条第3項の通知書の交付を受ける前に建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届（別記様式第7号の2）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

別記様式第1号中 

「	第35条第1項	」を、
	第36条第2項において準用する同法第35条第1項	
	第41条第2項	

「 

「	第30条第1項	」に改める。
	第31条第2項において準用する同法第30条第1項	

」

別記様式第1号の2中「第3条」を「第5条」に、「第7条第2項」を「第9条第2項」に改める。

別記様式第1号の3中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に、「第7条第2項」を「第9条第2項」に改め、「第5面」を「第4面」に改める。

別記様式第1号の4中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条」を「第5条」に、「第7条第2項」を「第9条第2項」に改める。

別記様式第 2 号中「第 26 条」を「第 25 条」に改める。

別記様式第 2 号の 2 中「第 29 条」を「第 28 条」に、「第 26 条」を「第 25 条」に改め、「第 6 面」を「第 5 面」に、「別記様式第 33」を「別記様式第 27」に改める。

別記様式第 2 号の 3 中「第 26 条」を「第 25 条」に改める。

別記様式第 2 号の 4 中 「  
〔 第 17 条 第 1 項  
第 21 条 第 1 項 〕 を「第 15 条 第 1 項」に、  
」

〔 建築物エネルギー消費性能確保計画  
建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び整備に関する計画 〕 を「建築物エネルギー消費性能確保計画」に改める。  
」

別記様式第 3 号中「(認定エネルギー消費性能基準適合建築物)」を削り、  
〔 第 37 条  
第 43 条 第 1 項 〕 を「第 32 条」に、  
」

〔 認定建築物エネルギー消費性能向上計画  
認定エネルギー消費性能基準適合建築物 〕 を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」に改める。  
」

別記様式第 4 号の 2 中「又は建築物の部分のうち非住宅部分」を削り、「第 14 条 第 1 項」を「第 13 条 第 1 項」に改める。

別記様式第 4 号の 3 を削る。

別記様式第 5 号中「第 38 条」を「第 33 条」に改める。

別記様式第 7 号中「(建築物エネルギー消費性能基準適合)」を削り、

〔 認定建築物エネルギー消費性能向上計画  
認定エネルギー消費性能基準適合建築物 〕 を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」に、  
」

〔 第 39 条  
第 42 条 〕 を「第 34 条」に改める。  
」

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 21 号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和 39 年宮崎県規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(適用範囲) 第 3 条 [略] 2 条例第 2 条ただし書の規定により知事が別に定める場合は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 6 条第 1 項又は宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16 年宮崎県条例第 47 号)第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して申請を行い、か	(適用範囲) 第 3 条 [略] 2 条例第 2 条ただし書の規定により知事が別に定める場合は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 6 条第 1 項又は宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16 年宮崎県条例第 47 号)第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行い、

つ、指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者をいう。）にクレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項を通知した場合とする。

別表第 1（第 3 条関係）

- 1 [略]
  - 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 9 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの  
(1)～(606) [略]  
(607) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料  
(608) [略]
  - 3 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第 23号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの  
(1)～(4) [略]  
  
(5)～(13) [略]
  - 4 警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 40号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの  
(1)～(113) [略]  
(114) 自動車保管場所標章交付手数料  
(115) 自動車保管場所標章再交付手数料
- 5～7 [略]

かつ、指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合であって、当該申請等を行うことにより得られた納付情報により納付するときとする。

別表第 1（第 3 条関係）

- 1 [略]
  - 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 9 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの  
(1)～(606) [略]  
  
(607) [略]
  - 3 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第 23号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの  
(1)～(4) [略]  
(5) プール使用料（50mプール若しくは25mプール（個人が使用する場合に限る。）又はトレーニング室、屋内クライミングウォール若しくは駐車場に係る使用料を除く。）  
(6) 陸上競技場使用料（個人がトレーニングルームを使用する場合を除く。）  
(7) 投てき練習場使用料  
(8)～(16) [略]
  - 4 警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 40号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの  
(1)～(113) [略]
- 5～7 [略]

第 2 条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 1（第 3 条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 9 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(515) [略]  (516)～(607) [略] 3～7 [略]	別表第 1（第 3 条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 9 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(515) [略] <u>(516) 宅地造成等、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請手数料</u> <u>(517) 宅地造成等、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料</u> <u>(518) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料</u> (519)～(610) [略] 3～7 [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

## 告 示

宮崎県船舶廃油処理規程を廃止する告示をここに公表する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 185号

宮崎県船舶廃油処理規程を廃止する告示

宮崎県船舶廃油処理規程（昭和50年宮崎県告示第1165号の 3）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和7年3月27日

宮崎県企業局長 松浦直康

宮崎県企業局企業管理規程第2号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 [略]</p> <p>2 管理者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあり</u>、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前4項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、管理者が定める。 (介護休暇)</p> <p>第12条の2 管理者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 [略]</p> <p>2 管理者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、管理者が定める。 (介護休暇)</p> <p>第12条の2 管理者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</p>

、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者の父母又は職員と同居している次の各号に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。

(1)～(4) [略]

2～4 [略]

(介護部分休暇)

第12条の3 [略]

、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者の父母又は職員と同居している次の各号に掲げる者（第12条の4第1項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。

(1)～(4) [略]

2～4 [略]

(介護部分休暇)

第12条の3 [略]

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の4 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の5 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の企業局企業職員就業規程第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、管理者の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

